

令和2年4月25日

弁護士会法律相談を希望される皆様へ

栃木県弁護士会
会長 澤田 雄二



【重要】会館における法律相談の実施方法変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大を考慮し、弁護士会館における法律相談の実施方法を次のとおり変更することと致しましたので、お知らせいたします。

記

《変更後の法律相談実施方法》

1 実施期間

令和2年4月1日から4月24日までとしておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の収束の見通しがたたないため、**対象の期間は「当面の間」**といたします。

2 実施方法

全ての会館法律相談は、面談方式をやめ、電話で行います。

3 相談の手順

事前に弁護士会（電話028-689-9001）まで電話で予約してください。予約日時に弁護士からお電話いたします。（かかってきたお電話に折り返しお願いします。電話代はご相談者様負担となります。）

なお、現在、相談料は無料ですが、新型コロナウイルス関係以外のご相談については、従前どおり有料とする扱いを検討中です。

変更があり次第、弁護士会ホームページでお知らせいたしますので、適宜ご確認くださいませようお願いいたします。

皆様にはご迷惑をおかけして恐縮ではございますが、ご理解のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具